総務常任委員会資料
企画経営部　市税収納課

議案第 135 号
宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

資料１　督促手数料の廃止について

１　督促手数料について

市税等の債権が納期限までに納付されなかった場合、納期限から２０日以内に督促状を発しなければならないことが法律上定められている。督促手数料は、督促状の発送に伴う事務費として徴収することができるもの。

本市では、納期限後１月以内の納付であれば、督促手数料を免除している（宝塚市市税条例施行規則第１２条第２項等）。

なお、本市における督促手数料の対象となる債権は資料２の一覧のとおりである。

２　阪神各市の督促手数料金額について

(単位：円/通)

	宝塚市	西宮市	尼崎市	伊丹市	芦屋市	川西市	三田市
督促手数料	60円	廃止	90円	80円	70円	70円	90円

３　督促手数料を徴収していない近隣の自治体

兵庫県下　６市１町：神戸市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、多可町
大阪府下１２市１町：大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、高槻市、枚方市、八尾市、松原市、柏原市、東大阪市、阪南市、田尻町

４　督促手数料の徴収事務における課題等について

(1) 督促手数料を徴収することによって生じる事務等
ア　コンビニ納付を利用される方へ督促手数料を加算した納付書の再発行対応
イ　金融機関からの督促手数料加算の有無を確認する収納連絡の受電対応
ウ　督促状の到達、不到達に関するトラブル

(2) 督促手数料の徴収事務に要する年間コスト
ア　電話、窓口対応等の事務に要する時間　約６００時間
イ　納付書の再発行に係る納付書や封筒代及び郵便料　約５０万円

５　督促手数料を廃止することで得られる効果について

督促手数料に係る事務を廃止することで、上記の金銭的コストを削減し、事務に要していた時間は市民対応にあて、より丁寧な対応と主債権の管理（市税等の徴収）に注力できる。